

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ゴールドウイン			コード	8111
提出日	2025/6/25	異動（予定）日	2025/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議され、かつ、独立役員である塩原明之氏（社外監査役）が、定時株主総会終結の時をもって任期満了で退任するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	秋山 里絵	社外取締役	○													○		有
2	好本 一郎	社外取締役	○													○		有
3	為末 大	社外取締役	○													○		有
4	土谷 明	社外取締役	○													○		有
5	井本 直歩子	社外取締役	○													○		有
6	世一 秀直	社外監査役	○							△								有
7	森田 勉	社外監査役	○							△								有
8	岡崎 史雄	社外監査役	○							△							新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		秋山里絵氏は、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場からの指導を期待し選任しました。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
2		好本一郎氏は、企業経営・人事人材開発・営業・グローバル経験と幅広い経験と実績を保有し、海外事業の強化を掲げる当社にとっては特に海外企業とのコミュニケーション等の実務において監督機能の強化を行えるものと判断し選任しました。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
3		為末大氏は、スポーツ選手として長年培った豊富な経験と専門性的見地を有しており、企業経営やスポーツ振興にも実績を保有され、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し選任しました。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
4		土谷明氏は、長きに渡りシステム開発に携わり、基幹システムの設計やセキュリティおよびインフラ事業の立ち上げに従事されてきました。また、事業戦略や経営情報の分析評価も行うなど、DX推進・IT強化を掲げる当社において適切に牽引いただけるものと判断し選任しました。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
5		井本直歩子氏は、スポーツ選手として長年培ったアスリートとしての豊富な経験と、約20年間における国際機関の勤務経験、さらにスポーツ団体やアスリートを対象にしたSDGs全般、ジェンダー平等、環境・気候変動に関する専門性的見地を保有され、サステナビリティを推進する当社にとって適切に牽引・助言いただけるものと判断し選任しました。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
6	世一秀直氏が2018年まで勤務されていた丸紅株式会社と当社は取引があります。本届出書直前の事業年度における同社からの調達比率は1％であり、当社は複数の仕入先と継続的かつ良好な取引関係にあることから、同社との関係に起因して当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。	世一秀直氏は、丸紅株式会社において繊維部門の責任者や海外子会社の経営者等の要職を歴任され、企業経営ならびに繊維調達に関する豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、関連会社の監査役として実務経験を備えております。企業経営、調達管理等の観点をはじめとした監督機能の強化に尽力いただけることを期待し、同氏を社外監査役として招聘しております。また、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準及び当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
7	森田勉氏が2016年まで取締役をされていた北陸銀行と当社は取引があります。本届出書直前の事業年度における同行からの借入金残高割合は28％ですが、当社は複数の金融機関と継続的かつ良好な取引関係にあり、同行との関係に起因して当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	森田勉氏は北陸銀行の要職を長らく経験され、財務・資本政策に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、財務・経理に関する相当程度の知見を有しております。その高い専門性と経営者としての知見を当社の監督機能強化にに反映していただくため、同氏を社外監査役として招聘しております。また、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準及び当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
8	岡崎史雄氏が2021年まで勤務されていた三井物産株式会社と当社は取引があります。本届出書直前の事業年度における同社からの調達比率は34％ですが、当社は複数の仕入先と継続的かつ良好な取引関係にあることから、同社との関係に起因して当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	岡崎史雄氏は、三井物産株式会社において国内外における経営ならびに経営監督業務等の要職を歴任され、化学・工業部門ならびに企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、内部監査部検査役として実務経験を備えております。企業経営、内部統制等の観点をはじめとした監督機能の強化に尽力いただけることを期待し、同氏を社外監査役として招聘しております。また、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準及び当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。